
国連のイラン制裁と 制裁緩和後の状況について

北海道大学公共政策大学院

鈴木一人

kazutos@juris.hokudai.ac.jp

国連による制裁

- 憲章第七章に基づく「強制措置」
 - 憲章第39条に基づく「国際の平和と安全への脅威」認定
 - 憲章第25条に基づく拘束力
- グローバルな制裁の履行
 - 制裁の成否は抜け穴の有無にかかる
 - 国連制裁は唯一のグローバルに強制力を持つ制裁
- 履行義務の監視
 - 制裁の「専門化」→金融制裁、不拡散制裁
 - 専門家パネルの設置による監視体制の強化

専門家パネルの役割

- 情報収集、分析、評価
 - 安保理決議違反になりうる案件の情報収集
 - 公開情報に基づく調査＋各国情報機関との協力
 - 決議違反の報告に対する査察
 - 技術的な評価＋荷受人等の分析を通じた最終使用目的の評価
 - 安保理に対する報告書
 - 違反事例のパターンと制裁回避手法の封じ込めの提案
- 独立性と正当性
 - 加盟国から独立した個人によるパネル
 - 8名の合議によるコンセンサス→国際的正当性

ターゲット制裁の効果

- 不拡散制裁の効果
 - 核開発を遅らせることはできたが、止めることは困難
 - 不正な取引の手法を公知のものとし、透明性を高めた
 - 迂回輸出などの手法をすべて把握することは困難
- ターゲット制裁だけで交渉のテーブルにつかせることは難しい
 - 制裁の最終的な目標は交渉し、合意を得て国際ルールに従うこと
 - 交渉のテーブルにつけるためのインセンティブの欠如

国連制裁を補完する一方的制裁

■ 一方的制裁

- ❑ 米国、EUなどによる一方的制裁は金融制裁、原油取引制裁、保険供与禁止など、広範囲にわたる
- ❑ 制裁指定も国連のリストよりはるかに大きい
- ❑ 金融決済の困難や原油輸出の減少など大きな効果

■ 国連制裁の必要性

- ❑ 一方的制裁は米EUなどへの依存度が高い場合は効果的だが、その他の国(中国など)で代替できる可能性
- ❑ 国連制裁は全国連加盟国の義務であり、グローバルに適用される
- ❑ 制裁の正当性の確保

イラン核合意

- イランのBreakout Timeを1年以上にする
 - ウラン濃縮の遠心分離器を約2万→5060基
 - 建設中のアラク重水炉を廃止し、小型でPuを取り出しにくい重水炉へと設計変更
 - 蓄積された低濃縮ウランを10000kg→300kg
 - 研究開発は小規模で認める
 - 過去の核兵器開発に関する情報提供
 - 追加議定書の自主的な適用
- 国連と米欧の制裁解除
 - イランが合意を履行したことをIAEAが確認
 - 過去の安保理決議を廃止し、新たな決議2231号を適用
 - EUの制裁全面解除→SWIFT復帰、原油取引再開、保険再開
 - 米国は第三国への制裁は解除するが、国内措置は維持

国連安保理決議2231号

- P5+1での合意を国際的な拘束力ある合意へ
- 過去の国連安保理決議を廃止
 - ウラン濃縮などの核開発活動の禁止条項がなくなる
- ミサイル制裁、武器禁輸は期間限定で継続
 - ミサイル→8年間は制裁対象となる
 - しかし過去は”Iran shall not”だったが2231では”Iran is called upon”(明示的な禁止ではなく「促す」)となっている
 - また“designed to be capable of delivering nuclear weapon”となっている
 - 武器禁輸→5年間は制裁対象となる
- スナップバック
 - イランが合意を守らなければ過去の決議が復活する

調達チャンネル

- NSG、MTCR、武器の輸出は安保理が審査
 - NSG関連はそのまま合同委員会の調達WGへ
 - MTCRと武器は安保理が審査
 - しかし安保理には専門家パネルがなく事実上管理不能
- 合同委員会調達WG
 - JCPOA or other non-nuclear civilian end-use
 - 全てのNSG該当品目をチェックすることは事実上不可能
 - 各国の輸出当局との関係が重要
- 調達WGでの不調がスナップバックをもたらすか？
 - 細かい解釈の違いは政治的に解決されると思われる

継続されるアメリカの一方的制裁

- 二次制裁 (Secondary sanctions) の解除
 - 2010年以降段階的に強化された二次制裁
 - アメリカを経由しなくても第三国企業に課徴金を課す
- ドル決済は一次制裁に含まれる
 - ドルで決済し、米国銀行を通じて決済する場合一次制裁の対象
 - 欧州やインド、ブラジルはユーロによる決済
 - ドルによる現金の持ち込みは認められている
 - 再保険の制限など間接的な影響は残っているが、米国回避は可能
- 対テロ支援、人権侵害に対する制裁は継続
 - 革命防衛隊関連企業との取引は要注意
 - 革命防衛隊は直接・間接に広くイラン企業に投資している
 - Khatam ol-Ambiaなど直轄事業は確実に抵触するが、革命防衛隊の基金IRGC Corporate Foundation (Bonyad-e Taavon-e Sepah)とMostazafan Foundation (Bonyad-e Mostazafan)の資金が入っている可能性あり

イランによる履行

- IAEA天野事務局長
 - “The Agency has found no indication of the diversion of declared nuclear material from peaceful nuclear activities in Iran”
- 核合意は遵守するも安保理決議2231は軽視
 - 2015年10月および11月のミサイル実験
 - 「核弾頭搭載の設計にはなっていない」
 - 継続的な武器輸出
 - 明示的には認めていないがイエメン等に対する支援は明言
 - オーストラリアによるイエメン向け武器を搭載した漁船拿捕
 - ロシアからの武器輸入
 - S-300(地对空ミサイル)は対象外だがSu-30(戦闘機)は禁止対象